

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例			
条 例 番 号		平成25年神奈川県条例第5号	法 規 集	第6編第1章第3節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課			
条 例 の 概 要		児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、児童福祉施設に入所している者が明るく衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するため、児童福祉法に基づき必要な事項を定めるものであることから、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の 内容で 課題が 解決 できる か。 ）	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、施設の設置基準や職員配置、施設長の資格等に関するものであり、入所者の健やかな育成に資するものであることから、有効である。			児童福祉施設 数（県所管域） 平成30年3月 31日現在 476施設
	効率性 （ 現行の 内容で 効率的 といえ るか。 ）	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の 基本的 な方針 に適合 してい るか。 ）	本条例で定める事項は、児童福祉施設入所者の健やかな育成に資するものであり、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野Ⅳ「健康・福祉」及びⅤ「教育・子育て」の施策体系に適合している。			
	適法性 （ 憲法、 法令に 抵触し ないか。 ）	児童福祉法の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。 なお、厚生労働省令が一部改正され平成31年4月1日に施行されることから、厚生労働省令で定める基準に従って定める事項について改正する。			
その他					
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 厚生労働省令の一部改正に伴い、省令で定める基準に従って定める事項である、児童福祉施設に配置する職員の資格要件について改正する。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			